

5-9 許可申請等手数料（愛媛県手数料条例）

1 開発行為許可申請手数料（都市計画法第29条第1項及び第2項）

開発区域の面積	自己居住用	自己業務用	その他
0. 1 h a 未満	8,900円	14,000円	89,000円
0. 1 h a 以上 0. 3 h a 未満	23,000円	31,000円	130,000円
0. 3 h a 以上 0. 6 h a 未満	45,000円	67,000円	200,000円
0. 6 h a 以上 1 h a 未満	89,000円	120,000円	270,000円
1 h a 以上 3 h a 未満	130,000円	210,000円	400,000円
3 h a 以上 6 h a 未満	180,000円	280,000円	520,000円
6 h a 以上 10 h a 未満	230,000円	350,000円	680,000円
10 h a 以上	310,000円	490,000円	900,000円

※その他とは、自己居住用及び自己業務用以外のもので
従業員宿舎、社員用住宅、共同住宅、建売住宅、宅地分譲、賃貸住宅、
貸事務所、貸店舗等が該当する。

2 開発行為変更許可申請手数料（都市計画法第35条の2第1項）

次の変更の区分に応じ、それぞれを合算した金額

(1) 開発行為に関する設計の変更	開発行為許可手数料（上表）×0.1
(2) 開発区域の面積を許可時より 拡大する場合	新たに編入する土地面積分の開発行為許 可手数料（上表）
(3) その他の変更	10,000円

（注意）手数料額の算定にあたっては次頁の詳細を参照のこと。

3 市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料

（都市計画法第41条第2項ただし書）

48,000円

4 予定建築物等以外のものに用途を変更する場合（都市計画法第42条第1項ただし書）

27,000円

5 建築等許可申請手数料（都市計画法第43条第1項）

敷地の面積	手数料額
0. 1 h a 未満	7,100円
0. 1 h a 以上 0. 3 h a 未満	19,000円
0. 3 h a 以上 0. 6 h a 未満	40,000円
0. 6 h a 以上 1 h a 未満	71,000円
1 h a 以上	101,000円

6 開発許可を受けた地位の承継の承認の申請（都市計画法第45条）

(1) 自己居住用の住宅又は住宅以外の建築物で自己業務用 のものであって、開発区域の面積が1ha未満のもの	1,800円
(2) 住宅以外の建築物で自己業務用のものであって、開発 区域の面積が1ha以上のもの	2,800円
(3) (1)、(2) 以外の場合	18,000円

7 開発登録簿の写しの交付手数料（都市計画法第47条第5項）

用紙1枚につき 480円

（注意）写し1件の内訳として調書1枚と図面1枚を必要とするときは960円となる。

8 証明事務等に係る手数料（昭和31年4月1日愛媛県条例第20号）（抄）

1件につき 700円（平成29年4月1日現在）

9 都市計画法第35条の2第1項 開発行為の変更許可に係る手数料の算定（詳細）

○愛媛県手数料条例より抜粋

88 都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査	開発行為 変更許可 申請手数料	変更許可の申請1件につき、次に掲げる開発行為の変更の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した金額（その金額が900,000円を超えるときは、その手数料の金額は、900,000円とする。）
		(1) 開発行為に関する設計の変更（(2)のみに該当する場合を除く。） 開発区域の面積（(2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じ87の項に規定する金額に10分の1を乗じて得た額
		(2) 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更 新たに編入される開発区域の面積に応じ87の項に規定する額
		(3) その他の変更 10,000円

○手数料の算定にあたっては、省令第28条の4（軽微な変更）に該当しないことを確認のうえ、下記（1）から（3）に該当する金額を合算すること。

（1）開発行為に関する設計の変更

開発区域を拡大することなく、又は開発区域の縮小を伴って開発行為に関する設計（省令第16条第2項から第4項）の変更を行う場合は、当初許可した面積又は区域の縮小後の面積に応じた手数料に1/10を乗じた手数料となります。

（2）開発区域の面積を許可時より拡大する場合

開発区域の拡大を伴って法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更を行う場合は、新たに増加する区域面積に応じた法第29条許可の手数料となります。

法第30条第1号 開発区域の位置、区域及び規模

第2号 開発区域内において予定される建築物又は特定工作物の用途

第3号 開発行為に関する設計（省令第16条第2項から第4項）

第4号 工事施行者

例) $35,000\text{m}^2 \Rightarrow 42,000\text{m}^2$ の場合には $7,000\text{m}^2$ の許可手数料を徴収

（3）その他の変更

その他の変更とは、上記以外の変更である。

ただし、省令第28条の4（軽微な変更）に該当する場合を除く。

例) 予定建築物の用途の変更、自己用⇒非自己用、居住用⇒業務用、資金計画の変更、工事施行者の変更